

交通事業者のチャレンジ支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県が実施する交通事業者のチャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 県が実施する採用力向上セミナーに参加し、採用力向上に取り組む事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 「貸切バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (3) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) 「自家用有償旅客運送」とは、道路運送法第78条第2号に基づく旅客の運送をいう。

（対象事業者等）

第4条 補助金の対象事業者、対象経費等は別表1に定めるところとする。なお、対象経費については、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その結果について、申請者へ通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うために必要と認める場合は、条件を付して交付決定することができるものとする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第 7 条 申請者は、前条の規定により交付決定を受けた補助事業について、次の各号いずれかに該当する重要な変更を行うときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第 2 号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額に対して 2 割を超える減額又は全ての増額
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) その他補助目的達成に影響を与える変更

(変更交付の決定)

第 8 条 知事は、申請者から前条の変更承認申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めたときには、変更交付決定するものとし、その結果について、申請者へ通知するものとする。

2 前項の変更交付決定の手続きは、第 6 条の規定を準用する。

(状況報告)

第 9 条 申請者は、知事が指示した時には、補助事業の状況を報告しなければならない。

(概算払請求)

第 10 条 申請者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、概算払請求書の提出があり、概算払することが適当と認められるときは、概算払できるものとする。

(実績報告)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により実績報告書（様式第 4 号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第 12 条 知事は、申請者から前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、額を確定するものとし、その結果について、申請者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 申請者は、規則第 15 条第 1 項及び第 2 項により、知事から補助金の返還命令が

あったときには、当該命令にしたがって納付しなければならない。

(財産処分の制限等)

第 14 条 申請者は、規則第 13 条第 1 項に規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 取得財産のうち、規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定にするより知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超えるものとする。

3 規則第 13 条第 2 項の規定により定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

4 申請者は、財産（規則第 13 条第 1 項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(帳簿等の保存等)

第 15 条 申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

1 対象事業者	交付申請書の提出時点において、国土交通省の許可を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のうち、県内に本社又は営業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、県が実施する採用力向上セミナーに参加した者 ただし、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第四号に規定される事業を実施する事業者を除く (1) 県内で路線バス等を運行する乗合バス事業者 (2) 県内市町村から一般乗合旅客自動車運送事業の運行を受託する乗合バス事業者 (3) 県内市町村が実施する自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の運行を受託する乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者
2 対象経費	採用力向上のために必要な経費のうち知事が認めるもの（申請年度内に完了する事業に限る）
3 対象事業費の上限額	1,500 千円 ※ 消費税額及び地方消費税額を含まない
4 補助率	1/2
5 補助金の上限額	750 千円 ※ 千円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる
6 申請回数の上限	各年度 1 事業者あたり 1 回まで